

福祉文教委員会会議録

開閉日時 令和5年6月22日（木） 午前10時00分～午後0時52分

会 場 高浜市議場

1. 出席者

1番 橋本 友樹、 2番 荒川 義孝、 6番 今原ゆかり、
9番 長谷川広昌、 11番 鈴木 勝彦、 12番 柴口 征寛、
13番 倉田 利奈、
オブザーバー
議長（4番） 杉浦 康憲

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2番 神谷 直子、 5番 野々山 啓、 7番 福岡 里香、
8番 岡田 公作、 10番 北川 広人、 14番 黒川 美克、
一般2名

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、総合政策GL、秘書人事GL、
福祉部長、健康推進GL、地域福祉GL、介護障がいGL、
福祉まるごと相談GL、
こども未来部長、こども育成GL、
学校経営GL、学校経営G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- (1) 議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について
- (2) 議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- (3) 議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定について
- (4) 議案第46号 事業契約の変更について
- (5) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第2回）
- (6) 陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情
- (7) 陳情第6号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情
- (8) 陳情第7号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情
- (9) 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情
- (10) 陳情第9号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 本日、委員会の傍聴の申出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴許可いたしましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は全員であります。

よって、本委員会は成立いたしましたので、これより福祉文教委員会を開会いたします。

市長挨拶

委員長 去る6月16日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は既に配付されております議案付託表のとおり、議案5件、陳情5件であります。

当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。

本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の鈴木勝彦委員を指名いたします。

それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（企画部） 特にありません。

委員長 これより質疑に入りますが、円滑な委員会運営のため、総括質疑と重複をできるだけ避けていただきますようお願いいたします。

《議 題》

(1) 議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問（12） 2点伺います。

物価高騰等によって打撃を受けている子育て世帯への生活支援として、児童1人当たり1万円を支給し、子育て世帯の生活の安定を図るとあります。

使い方にもよるかとは思いますが、この1万円の支給によってどれくらいの期間、生活の安定がなされるとお考えでしょうか。

また、DVで世帯主と離れて生活している児童への支給はどのようにされるのか、お願いします。

答（こども育成） まず、安定する期間との件でございますが、家庭によりそれぞれ影響の度合いというのがございます。

例えば、給食費等に充てるという形になれば、例えば約2か月分の生活の安定に寄与するというふうに考えられると思います。

例えばそれが今年の学校給食の値上げ分とかであれば、700円ほど値上げしてありますので、1年間で8,400円ですので、ほぼ1年分というふうに考えることができるのかなと思います。

また、DVの関係でございますが、こちら児童手当のほうもいわゆるDVの関係等で配慮した手当のほうの支給をしております。今回、児童手当の口座振込データ等も活用しながら支給しますことからDVについても対応できるというふうに考えております。

委員長 ほかに。

問（13） まず、今回の子育て世帯支援給付金事業なんですけど、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を充てるということで御説明があったんですけど、それを臨時交付金を今回の事業に充てることとなった経緯についてまずお聞かせいただきたいのと。

あとこの1万円ということで決めたことについても、どのようにして1万円ということに決めたのかなってということと。

今御答弁がありました給食費の2か月分に当たるよとか、高浜市の場合、この4月から給食費をちょっとあり得ないんですけど値上げした、その分の1年間で約8,400円だから給食費の値上げ分にも充当できるんで

はないかという御説明かと思うんですけど、これ地方創生臨時交付金を使うわけなので、それを国からおりてきたものをどのように高浜市が活用するかっていうところがすごく重要な部分で、今回、結局、1万円を支給するっていうことになると、委託料が284万9,000円、それから役務費として通信運搬費等が286万円、それから需用費として消耗品等が38万6,000円ということで、こうした経費がかかってきてしまうんですね。

そうなった場合、一つの考え方としてであれば給食費を例えば刈谷市のように何か月間無償にする。そうなったほうが、こうしたいいわゆる諸経費がかからないものだから有意義に使えるんじゃないかとも思うんですけど、その辺りをあえてこの子育て世帯の支援給付金にしたっていうところについて御説明いただければと思います。お願いします。

答（こども育成） 今回の支給事業の給付金の原資となる約9,000万円は、先ほど委員がおっしゃられたように地方創生臨時交付金を充てるということで、この交付金、昨年度も同じく、昨年度末、通知がある中で、エネルギー食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対し必要な支援をきめ細やかに実施できるよう交付される。そのメニューの中に、いわゆる子育て世帯に対する支援ということについても配慮したりというようなことが趣旨としてありまして、その目的を効果的に達成するために昨年と同様に食費等の物価高騰等による経済的な影響から子育て世帯の生活の安定を図るために実施した、子育て世帯支援給付金を支給する方針にしたということになります。

また、なぜ1万円の支給にしたかということでございます。

臨時特別交付金の高浜市への交付額が約9,000万円という中で支給の対象者への給付額を1万円を設定すると9,300万円になります。多少、市が持ち出しする形にはなりますが、金額的に昨年度と同額を維持するように設定させていただきました。

また、活用の仕方についてのいわゆる配るに当たって事務費等がかかるので、ほかの施策に充てたほうがいいじゃないかというような御意見でございますが、やはり実際に支給するに当たってかかる費用というのは多少かかるものがありますが、多少なりとも広く支給をするっていう

形をとる中で、子育てにターゲットを絞って支給するという形の中で今回の支給事業というふうに決めさせていただいた次第でございます。

答（学校経営） 子育て世帯給付金を活用して、例えば刈谷のように給食費を無償化してはどうかという御提案があったんですけども、ただいま、こども育成グループリーダーのほうから話がありましたように、子育て世帯を幅広く支援することで、家庭によっては様々な活用方法があるかと思えます。

学校給食につきましては、先日の一般質問でもお答えさせていただいたんですが、高浜市としましては学校給食法に基づきまして、給食費、食材費につきましては保護者負担という原則で安定供給を進めてまいりたいと考えておりますので、もし、そういった給食費のほうでも活用できる、この子育て世帯支援給付金を活用することも可能ではないかという答弁も先日させていただいております。

以上です。

委員長 ほかに。

問（13） 今、こども育成グループリーダーのほうから昨年度と同じように給付したことについていろいろお話があったんですけど、昨年度と同じように18歳までの給付ということで、児童手当の受給世帯はプッシュ型でほとんどの世帯に漏れなく給付できたかなと、もしかしたらうちは要りませんよってというのがあったかもしれませんが、漏れなく連絡とか、いってるのかなと思うんですけど。

問題となっているのがやっぱり児童手当の不支給世帯、いわゆる高校生世帯と言われる高校生だけの世帯についての支給状況が前回、いわゆる児童手当をもらってない不支給世帯は何世帯あって、実際申請が何件あったのか教えてください。

答（こども育成） 申請型のプッシュ型以外の申請型の方を対象にして、どれくらい未申請の方がいたかという御回答させていただきますと、未申請が111件ございまして、こちら全体の1.2%に当たると。98.8%が受給した形になります。

未申請の方についても、今回条例を制定させていただくに当たり、市

が保有する情報の目的外使用をこの条例に基づいて規定をしております、いわゆる、高校生のみの方等についても、いわゆるお知らせの通知をさせていただいた上で申請をしていただくという形をとっております。

問（13） そうなると支給のお知らせについては昨年度のやり方とは今回変えて、いわゆるプッシュ型に近いような形でお知らせができてくってということかということの確認と、あと、この条例を読むと多分この18歳以下の児童を養育する者に対し、児童1人当たり1万円の支給っていうふうに条例上書かれていることから、高校生世帯でも若干だと思わうんですけども、既に働いてる方とかみえると思わうんですね。そういう方へは、支給対象にこれだとならないのかなと思わうんですけどその確認をお願いいたします。

答（こども育成） まず1つ目の御質問ですが、昨年もこのように条例制定させていただいて御案内させていただいておりますので、今年も同じやり方で通知をさせていただくという形で、漏れなく通知のほうはさせていただく予定です。

あともう一つ、いわゆる養育に当たる方が高校生も若干ですけど働いてる方がいるんじゃないかということについては、いわゆる申請型で申請をしていただいた上で、そちらが支給の対象になるかどうかというものについては、こちらで確認をさせていただいた上で支給するという形になります

問（13） 確認ということの内容についてお聞きしたいんですけど、そうなると、働いている方は支給対象外になってしまうってことになるのでしょうか。

その辺りちょっと教えてください。

答（こども未来部） あくまでも子育て支援という観点でお金を給付させていただくものですので、それに合致するかどうかという形になってくるかと思わいます。

問（13） 今の部長の答弁でいくと、働いてるっていうふうになると親のいわゆる養育を受けてないって判断になってしまうのかなと思わう

んですけど、そうすると対象外、働いてる方は対象外になってしまう。高校とか学校行ってなくても働いてなければ対象だけど、そうでなければ対象外だよっていうことになるのかっていうことの確認をしたいと思います。

それにあわせてちょっともう1問お願いしたいんですけど、これ支給が対象者に支給というのが11月上旬ということで主要新規のほう書かれております。ちょっと11月上旬が、ここで補正予算が出してるにもかかわらずちょっと遅いんじゃないのかなと思うんですけど、同じようにこのような形で碧南市さんがたしか1万2,000円で今回6月議会で支給の補正予算とかが出てるというふうにお聞きしてるんですけど、碧南市がいつから支給が始まっているかということについて御承知されてるのかなっていうところと、もっと早く支給できないのかなっていうところについてお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

答（こども育成） まず1つ目の御質問でございますが、いわゆる対象児童を養育してる人が対象になるということになりますので、その働いてる度合いとかによって、また養育をしていないという判断になるのであれば支給はされないというふうになります。

2つ目の御質問でございます。

11月支給で早急に対応できないのかという御質問でございますが、いわゆる、条例の上程及び予算の担保をした上で児童手当のシステムをまた一から作り直すという形になります。

昨年つくってるんだから同じプログラムが使えるんじゃないかというような疑問等もあるかと思えますけれども、いわゆる参照するデータベース、参照先のデータベースとか、やはりそちらも新しい年度に変わりますと変わりますので、またその辺りを一から確認しながら作り直していく形の作業が発生しますので、やはり作業時間としては若干かかってしまうのかなと思います。

碧南市の状況はちょっと聞いてはいませんが、いわゆるプログラム等を多少なりとも自前で修正と加工ができるようであれば早くなるのかもしれないと思いますが、碧南市についてはいつ支給するかってことについては把

握はしておりません。

問（13） やっぱり高校生の世代で既に働いてるって方は、やはり低賃金で働いてる方が非常に多いというふうにお聞きしております。そういう意味でも、やはり養育されてる方っていうくくりだけだとちょっと残念かなと思うんですけど、プログラムの改修ということで支給は11月からしかできないっていう御答弁なんですけど、先ほど地方創生臨時交付金から9,000万円相当が高浜市のほうから下りてくるのかなっていうふうには先ほどの御答弁で想像するんですけど、これ地方創生臨時交付金ってもう何度にも分けて国のほうから国の補正予算が下りたときに下りてきたりっていうことで、何回か交付金があったかと思うんですね。

今回の交付金の金額が多分、先ほどの答弁でいくと約9,000万円程度で、全て今回のこの子育て世帯支援給付金に充てるのかなっていうふうに理解するんですけど、そうすると現在は高浜市としての地方創生臨時交付金はゼロになってるのかなっていうところの確認と、それからこれ、何回もずっと先ほどから言ってるように交付金の下りてきてるんですけど、これいつの交付金になっているのか、教えていただいてよろしいでしょうか。

答（総合政策） 地方創生臨時交付金ですが、今回こちらの子育て世帯支援給付金支給事業に充てることで全て使い切っているという、今年度予算分は使い切ってるというような形になっております。

これいつの分かというところですが、令和5年3月29日付けで交付限度額の通知がされた分というようなところになりまして、議員言われるように何度も配られているというところで、今後のところもちょっとそこら辺は国の動向を見ないとちょっと何とも言えないというところになります。

よろしく願いいたします。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第43号の質疑を打ち切ります。

(2) 議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

委員長 質疑を行います。

問(12) 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の保育所における保育の内容については、内閣総理大臣が定める指針に従うと。

厚生労働大臣から内閣総理大臣へと変更されたその理由について分かればお願いいたします。

答(こども育成) いわゆる、こども家庭庁の創設に伴うものでございます。

申し訳ございません、こちら前回、条例のほう改正して、一部改正に漏れがありまして、それを追加で改正させていただくものでございます。

委員長 ほかに。

問(13) こども家庭庁の創設により厚労大臣から総理大臣に変わったということで、そうなると国の所管自体がもう変更になったっていうことでの理解でよろしいかっていうところと、それから、国の改正に伴ってこの条文、この文言だけを変えたっていう理解でよろしいのか、そこだけ確認お願いします。

答(こども育成) いわゆる所管する部署が変わったという形になります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第44号の質疑を打ち切ります。

(3) 議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定について

委員長 質疑を行います。

問(1) この組織、連絡協議会と委員会を2つつくられるということなのですが、それぞれの組織の役割をいま一度、お聞かせください。

答(学校経営 主幹) 2つの会議につきましてお答えいたします。

まずは、高浜市いじめ問題対策連絡協議会の役割から御説明いたします。

大きく2つありまして、一つは、いじめの防止などに関係する機関及び団体の連携の推進。

もう一つは、それら関係機関及び団体相互の連絡調整や協議です。

民生委員やPTAの方々、また、警察、保護司、そして学校校長代表など地域で子供たちに関係する方々が集まり、いじめ防止に向けた取組の報告や情報共有、意見交換などをします。

次に、高浜市いじめ問題対策委員会の役割を御説明いたします。

大きく2つあります。一つは、いじめの防止などのための対策に関しまして意見を述べること。

もう一つは、いじめ防止対策基本法第28条第1項に基づく、重大事態の調査、答申、また意見の具申です。

高浜市のいじめ防止に向けた取組について専門的知見から意見をしたり、重大事態が発生したときの調査、報告を行ったりします。

委員長 ほかに。

問(1) 今回、いじめ問題対策委員会ってというのは既に設置をされていると思うんですけども、委員にはどのような立場の方がいらっしゃるか、お聞かせください。

答(学校経営 主幹) 現在は、まだ要綱設置である、高浜市いじめ問題調査委員会により弁護士など法律の知識を有する者、また、学識経験者が務めております。

条例が可決されましたら、高浜市いじめ問題対策委員会条例に基づき新たに委嘱をいたします。

委員長 ほかに。

問（１） これらの連絡協議会と委員会ってというのは、どちらに事務局を置かれるのでしょうか。

答（学校経営 主幹） ２つの委員会ともに事務局は学校経営グループにおきますが、委員会の役割の性質上、高浜市いじめ問題対策連絡協議会は市内小中学校のいじめ防止に向けた取組の内容や事案を把握しているグループ内の指導担当の者が務めます。

また、高浜市いじめ問題対策委員は、逆に調査活動における第三者性や独立性を保つために、グループ内の総務担当の者が各委員への日程調整や文書発出など事務に限定した役割を務めます。

委員長 ほかに。

問（１） そのほかの業務というのが発生してくると思うんですが、どのような仕事があると想定されているのでしょうか。

答（学校経営 主幹） 高浜市いじめ問題対策委員会における各委員の方々が参集して様々な協議をする以外に、各委員の方々が個々で行う様々な資料の読み込みだとか調査の実施、また、報告書の作成のような日額によりがたい仕事だと考えております。

委員長 ほかに。

問（９） 現在把握しているいじめの総数と今さっきおっしゃった重大事態っていうふうに把握しているいじめの件数を教えてください。

答（学校経営 主幹） 保護者から申立てを受けました重大事態につきましては１件、いじめの総数につきましては今資料を持ち合わせておりませんのでお答えはできません。

委員長 ほかに。

問（１１） 今回の重大事態はどのような経緯で申立てがあったのか、御報告願いたいと思います。

答（学校経営 主幹） 今回の重大事態は、昨年９月に保護者より学校に相談がありました。

学校はそれを受けまして、調査等実施をいたしました。

学校は、確認できた事実について該当児童への指導等を行いました。

翌10月に被害児童保護者に確認できた事実や指導内容を報告。そして、今後の対応について説明を行いました。

しかし、その後も該当児童の登校状況に大きな改善が見られず、今年1月、被害児童保護者より教育委員会に申立てがありました。

問（11） 今の申立てについて、市教委はどのように対応して、どのように決定していかれたのか、お願いいたします。

答（学校経営 主幹） 保護者の方から申立てを受けました市教委は、まず、速やかに市教委内で協議をしまして、そして速やかに西三河教育事務所に報告、相談をいたしました。

同時に、西三河教育事務所付のスクールロイヤーに報告、相談をいたしました。

そこでは、平成29年3月文部科学省がまとめました、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにあります、保護者から申立てがあったときはその時点でいじめの結果ではないとか、またあるいは重大事態とは言えないと決めつけず、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たることの方針に従いまして、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないとは断言できないことに留意することを、そんな助言を受けまして、教育委員会として重大事態が発生したものとして、申立てを受理いたしました。

そのあと、いじめ防止対策推進法第30条に則りまして、速やかに市長に報告いたしました。また、西三河教育事務所にも報告をいたしました。

問（11） 本調査の結果をどうしていくのか、今後の対策をお願いしたいと思います。

答（学校経営 主幹） 調査の結果についてであります。先ほど申し上げました文科省のガイドラインにも書かれておりますが、重大事態の調査は、民事、刑事上の責任追及やその他の訴訟への対応を直接の目的とするものではなく、いじめの事実の全容の解明、また、当該いじめ事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的であることを認識すること、そして学校設置者及び学校としていじめの防止の体制をしっかりと見直すことに生かしてまいります。

問（11） 重大事態が発生して、この重大事態とはどのようなことを指すのか、お考えを教えてくださいと思います。

答（学校経営 主幹） 重大事態とは、いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態として2つ定義されています。

一つは、第1号にあります、いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いわゆる生命心身財産重大事態と呼ばれるもの。

もう一つは、第2号にあります、いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき、いわゆる不登校重大事態と呼ばれるものであります。

第2号につきましては欠席日数が年間30日であることを目安とされております。

問（11） いじめのガイドライン、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインにはどのような規定があるのか、教えてくださいと思います。

答（学校経営 主幹） 文部科学省としましては、基本法第28条第1項のいじめの重大事態への対応について、学校の設置者及び学校における法や基本方針にのっとった適切な調査の実施に資するため、重大事態発生時の初期対応や基本調査、また詳細調査、報告を行うまでの規程や留意点はもちろん、重大事態に対する学校や教育委員会の基本姿勢についても規定をされております。

問（11） それでは、いじめ防止に向けて教育委員会であるとか、学校として日頃からどのようなことをしているのか、教えてくださいと思います。

答（学校経営 主幹） 教育委員会としましては、年間4回の生徒指導連絡協議会及びいじめ防止連絡協議会を開催しておりまして、そこでは、国や県、西三河教育事務所からの通知や方針に関する情報共有、また、各校での様子を情報共有し合うことで、各校が自校における指導方針に役立てられるようにしております。

さらには、市内学校における問題行動や不登校の現状を正しく把握す

るために、月1回、学校から市教委へ定期報告をさせております。

学校におきましては、年間2回の学校生活アンケートの実施、そのアンケートの実施に合わせた教育相談の実施、また、生活指導担当者による講話、いじめ防止を題材にした道徳授業等の実施、時には弁護士による出前授業の実施など児童生徒たちの心の教育をあらゆる機会に充実させることに努めております。

問(11) 先ほど説明がありました、高浜市いじめ問題対策委員会において、委員の任期は2年となっております。これはどうしてかと、これまでの組織と何が違うのか。

それと、今まで要綱で定めておりましたけども、なぜ初めから条例にできなかったのか。

この3点、よろしくお願ひしたいと思ひます。

答(学校経営 主幹) 今回の条例につきまして2年とした理由であります、重大事態の調査には1年以上の期間を要することもあります。

継続して調査を行うために、任期を複数年とすることが必要と考えました。

また、今回対策委員に改めるに当たりまして、いじめ防止に向けた本市の取組についても意見を求められるように、定期で会議を開催できるようにしました。

そのため、本市の取組について検証してもらうため、単年度ではなく年度をまたいで継続的に関わってもらう必要があると考えたためであります。

2つ目の御質問のこれまでの組織と何が違うのかということですが、組織体といたしましては、要綱設置に基づくものから条例に基づいたものとなります。

また、組織を改めるに当たりまして、重大事態発生時の調査に限らず、いじめ防止に向けた取組について専門的知見から定期的に意見を求められるようにいたしました。

3つ目の、なぜ初めからということであります。

必要なときにスピード感を持って事案に対応できるように、比較的容

易に設置や変更ができる要綱設置での位置づけとしたのではないかと考えております。

問（11） 最後になりますけど、対策委員会の報酬額が日額1万5,000円で、その他の業務の報酬額を時間単位1万円とした経緯や根拠はどのようなものか、教えていただきたいと思います。

答（学校経営 主幹） 日額につきましては、委員として推薦してもらった愛知県弁護士会に問い合わせましたところ、日額としては1万5,000円から2万円。また、日額によりがたい場合としては、時間単価が1万円とのお示しがありましたので、それを踏まえて参考に決めました。

委員長 ほかに。

問（12） 重大事態に該当する事案が発生して学校から教育委員会に報告されて、高浜市いじめ問題対策連絡協議会が開催され、また、高浜市いじめ問題対策委員会が開かれるかと思うんですが、これなんですが、それぞれ公開か非公開かって、どちらでしょうか。

答（学校経営 主幹） 調査に関することにつきましては、非公開で進めております。その後につきましては、その委員の方やその保護者の意向と、今、進めている委員の方々との関係性、また、保護者の方々の御意見等を考えて決められていくものだと考えております。

委員長 ほかに。

問（13） 今の御質問なんですけど、いじめ問題対策委員会は非公開かなと思うんですけど、連絡協議会のほうはどうなんですか。

答（学校経営 主幹） 学校に関係する地域の方々との情報共有等が主なことでありますので、どのような話合いが行われたのかということにつきましては、内容、具体的な個別、個人が分かるようなものにつきましては、お答えすることは難しいですけども、こういった内容、こういった議案で話し合いがされたのかということはお答えできると思います。

問（13） されたのかどうかではなくて、やはり問題対策委員会のほうは本当に個人情報が多く含まれておりますし、被害に遭われた方の心情を察するに当たっては非公開っていうのはあり得る話なんですけど、連

絡協議会に対してのこの協議会自身について傍聴とかそういう形での公開、非公開をお聞きしたいんですけど、その辺りいかがなんでしょうか。

答（学校経営 主幹） 傍聴につきましては、ちょっと今ここですぐにお答えできる資料を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

問（13） 今、御説明の中で、法第30条にのっとって市長に報告したってことなんですけど、これちょっと市長に聞きたいんですけど、今回の重大事案について市長はいつお知りになったんでしょうか。市長お願いいたします。

答（学校経営 主幹） 保護者から申立てを受けました1月20日、これが申立てを受けた日でありますので、速やかに報告をいたしました。

問（13） いや、私市長がいつ報告を受けたかを聞いているので。市長にいつ知ったかっていうのをお聞きしたかったんですけど、この報告を受けて市長はいつこの件について、重大事案として認識をされたのか教えてください。

答（副市長） 先ほども、お答えをしておりますが、重大事案で取り扱わないけないという要件だというようなことで、内容等、報告を受けた時点で、我々も必要な措置をとっていかなきゃいかんという判断をしております。

問（13） 私、副市長に聞いていませんよ。市長がいつ認識したかっていうのを聞いたんですけど。副市長、1月20日ってことなので、市長、それでよかったのかっていう件と。

それによって、市長はいつ、総合教育会議を招集されたのか教えてください。

答（学校経営） 重大事態として認識するかどうかというのは、先ほど主幹のほうの説明しましたが、法律の第28条に該当するかどうかというところで申立てを受けて教育委員会のほうが判断して市長のほうに報告をさせていただいております。

総合教育会議につきましては、6月15日に開催させていただいております。

問（13） だからリーダーは重大事案として1月20日に報告されたって

いうことでいいんですかね。

市長は1月20日に聞いた。その1月20日の同じ日に市長は重大事案として認識した。ここ間違っていないかということと、今、総合教育会議6月に開催したってことなんですけど、1月に重大事案として認識したにもかかわらず、なぜ6月に総合会議を招集されたのかがちょっと市長よく分からないんですけど、ここちょっと教えていただけますか。

答（学校経営） 法律28条に基づきます、重大事態に該当する疑いがあるということで教育委員会として判断し、市長のほうにすぐに報告をさせていただいております。

総合教育会議につきましては、その後、様々な調査、聞き取り、ヒアリング等を行った上で状況をしっかり把握して、委員会のほうを開催して、状況をしっかりと把握した上で開催をさせていただきたいと思っております。

問（13） 総合教育会議は市長が自ら判断して、これ招集するものだと私は理解しているので、なぜそれを今、学校経営グループが今の答弁になるのか全然分からなくて、私は。

なので、総合教育会議は、一体誰が招集したんですか、これは。これは私は市長だと思ってるんですけど、市長ではないんですか。どうなんですか。

答（学校経営） 総合教育会議は、委員言われるとおり主宰者は市長であります。ただ、事務局は教育委員会のほうで補助執行を受けておりますので、こちらのほうで市長と相談しながら会議の方の開催を決めさせていただきました。

問（13） だから、大津の事件があって、結局いじめが本当に隠されてきた、それがまずいからこういう総合教育会議という会議体できたわけなので、即座にこれが重大事案ということで1月20日に報告を受けて認識したのであれば、総合教育会議を市長が招集すべきなんですけど、なぜその会議がすごく空いてしまったのかっていうのがちょっと今の答弁だと全然理解私できないんですけど。

教育長はいつ重大事案として認識されたのか教えてください。

答（教育長） 先ほど何度も出てきております1月20日であります。

問（13） では、総合教育会議これ招集したのが6月15日なので、実際開催されたのがいつなのか。

その後、総合教育会議でどのようなことが議論されて、どのように対応されてきたのか教えていただけますか。

答（学校経営） 総合教育会議は6月15日に開催しております。こちらのいじめ問題対策、現在まだ要綱で調査委員会ですけども、調査委員会が進んでおりますので、その内容につきましては状況報告をさせていただいております。

問（13） 先ほど西三河教育事務所に報告をして、スクールロイヤーに相談したとかいろいろ御報告ありましたけど、これ西三河教育事務所にはいつ報告されたのか、またどのような報告をされたのか教えてください。

委員長 答弁を求めます。

答（学校経営 主幹） ちょっと今、資料を持ち合わせておりません。

問（13） 先ほど、御答弁で重大事案とはということで、いじめ防止対策推進法の第28項第1項が2つありますよと。

一つが、いじめにより生命とか心身、財産に重大な影響を及ぼすことがあったという事態が発生したということ。

もう一つが、相当の期間、学校を欠席することということで、その相当というのが年間30日ですよってということで御答弁があったんですけど、今回の重大事案というのはどちらに該当するのか、もしくは両方とに該当するのか、どういった重大事案なんでしょうか。教えてください。

答（教育長） 教育委員会といたしましては、2項のほうに該当するんじゃないかと判断しましたが、今現在、調査しておりますので、第三者委員会のほうで、第1項なのか第2項なのか、あるいは両方なのかということが調査が進んでいくものと考えております。

問（13） 既に、高浜市いじめ問題調査委員会の設置要綱というのが要綱としてあったんですね。今回のこの重大案件について、この調査委員会、いつ、何回行われたのか、ちょっと教えていただけますでしょうか。

か。

答（学校経営 主幹） 3回開催いたしました。また、別に臨時の会を1回開催いたしました。

問（13） その際の委員会の委員の構成メンバーについて教えていただけますか。

答（学校経営 主幹） 要綱設置に記載されております学識経験者、または弁護士のメンバーで構成されております。

問（13） 学識経験者の方がどなたで、弁護士の方がどなたで、それぞれ何名なのかっていうことについても教えていただけますか。

答（学校経営 主幹） 学識経験者として2名、弁護士として1名の構成メンバーで会議を開いております。

問（13） 今、ちょっとお名前のほう教えていただけなかったんですけど、これは非公開ってことなんですか、どうなんでしょうかっていうところと。

今、学識経験者が2名と弁護士が1名ということになるんですけど、今後、多分この重大事案について今回の新しい条例にのっとなって解決のほうを目指していかれると思うんですけど、その場合、この学識経験者2名の方と弁護士1名の方はその委員のメンバーに入る予定でしょうか、どうなんでしょう。

答（学校経営 主幹） ちょっと名前についてここで答えできるかどうか、ちょっと資料を持ち合わせておりません。

要綱設置から条例設置に移る際、継続したメンバーで動いていただくよう考えております。

委員長 倉田委員に申し上げます。

質疑が長引いてますので、まとめて質問をお願いいたします。

問（13） まとめてやるのはいいんですけど、答弁漏れがあるとまたそこを引き続きになるので答弁漏れのないようお願いしたいと思います。

今回、重大事案について補正予算のほう上がってると思うんですけど、今後、この条例が施行された場合、いつから委員会を立ち上げて、いつをめどに答申を出す予定になっているのかどうか教えてください。

これちょっと重大なので、取りあえず1問でお願いいたしたいと思ひます。

答（教育長） 今現在は、要綱設置に基づいて3名の委員で調査を行っております。条例が可決されましたら、条例にのっとって、再度、同じ委員の方に委嘱、それから諮問をさせていただきます。

中身につきましては要綱設置の委員会で調査を行い、中身については条例設置の下の委員会においても引き継げるものと考えております。

一番最終的な結果が出るのは、それについては今後の調査次第ですので、お答えはちょっとできません。

問（13） 昨年9月に起こったことで、1月に重大事案として認識したり知ったということで、そうするともう約半年たっちゃってるんですよ。半年たってもいまだに結論が出てないってことで、ちょっとあまりにも何かきちんと答えが出てなくて、その当事者であるお子さんがどうなのかなっていうところが非常に心配しているところなんですけど、そういう意味でも、きちんとどれぐらいで答申を出すかっていうのは、ある程度、目安をつけてやっていただくべきかなと思うので、その辺りのお考えがもしあればお願いします。

それから、先ほどの今までの要綱とどう違うのかなというところで、私としてもこれ今までの要綱を見たんですけど、何かちょっと合わせたようなもので、あとはちょっと日当とかその辺りが変わってきたのかなと思うんですけど、先ほども同じような質問された議員の方が見えたんですけど、今回の条例でその委員の任期の期間とかいう話があったんですけど、本当に任期の期間と日当とか費用に当たる部分以外にどこがどう違って、条例にすることによって、先ほど定期的に意見を求められるようにしたという御答弁があったんですけど、何かちょっと私の中ではなかなかちょっとしっくりこないもんですから、その辺り何か追加で御説明があればお願いしたいと思います。

答（教育長） 調査結果がいつ出るかっていうのは、これやっぱりこの調査の進み具合によって変わってきますので、めどというのが我々立てることはできませんので、あくまでも第三者委員会の皆さんの調査の結

果が出るものと。長いものではやっぱり1年以上かかるものもあるということも委員の方々から聞いております。

それから、今回の条例にしていっていただきたいというのは、一つは今回要綱設置に基づいて委員会を立ち上げていったわけですが、やはり重大事態が起こってから動いたもんですから、なかなかこの委員の選出ですとか決定に時間がかかったのは事実であります。

ですので、まず一つは、この委員の皆さんを常設としてしっかりと確保しておきたいということがあります。それから、要綱には委員の皆さんの報酬についてもちゃんと書いてありませんでした。ですので、今回はその報酬についてもちゃんと書かせていただいて、それを予算で認めていただきたいという意思があります。

いずれにしても、この重大事態というふうに認識した場合は、やはり真摯に調査を行っていきたいと考えております。要綱設置では足りない部分を今回の条例では様々改善しておりますので御理解いただけたらありがたいと思います。

問（13） 真摯に対応していただけるということで、そこは本当に期待したいところと、あとやはりお子さんのことを思うと、時間があまりにもかかってしまうとお子さんの心の傷ってというのがどうなのかなっていうところは非常に心配しております。保護者も同時ですね、その辺りについては。

ですので、今後、この条例によって常設で委員の方がすぐに集まって対応できるということは逆にいいことなのかなと思うんですけど。

今回の条例の内容についてちょっとお聞きしていきたいんですけど、この連絡協議会の委員についてちょっと詳しくお聞きしていきたいんですけど、それぞれの学識経験者、それから関係行政機関の職員、関係団体の職員、それから学校関係者、児童生徒の保護者、それから臨床心理心理学に精通するっていう、それぞれこれどういう方を想定されてるのか、どういうふうにこれ決めていかれるのかっていうところについてお答えいただけますか。

答（学校経営 主幹） 連絡協議会につきましては、学識経験者という

とこにつきましては大学の先生だとか、関係行政機関の職員というものにつきましては警察、民生委員さん、保護司さんというようなところを考えております。また、臨床心理士、心理学に精通する者としてはそういった資格をお持ちいただいております方、児童生徒の保護者ということにつきましてはPTAの役員の方等を考えております。

委員長 ほかに。

倉田委員、まとめてお願いいたします。

問（13） いや、今、まとめてきたつもりなんですけど、本当は一つずつ聞いていたかったんですけど、まとめました。

関係団体の職員っていうのがちょっと今、御答弁になかったのと、学校関係者、ここはちょっとどういう方がなるのかっていうのが具体的によく分からないので、またどのように決めていくかについても教えていただきます。

それから、対策委員についても対策委員における弁護士法律等の知識を有する者ということで、先ほど教育長の話だと、今の委員さんがそのまま引き継がれるかなと思うんですけど、高浜市は、一応、顧問弁護士とかもおられますので、その辺りも含めて、先ほど、愛知県弁護士会のお話が出ましたけど、そういったところで御紹介していただくのか、こういった方を選出、今後されていくのかについてお聞きしたいのと、同様に学識経験者、それから教育委員会が必要と認める者、このところについても具体的に今回の特に重大議案について具体的にお答えいただけると一番ありがたいんですけど。お願いいたします。

答（学校経営 主幹） 学校関係者というのは、校長代表が務めます。関係機関につきましては民生委員さんだとか、保護司さんだとか、そういう方々に参加していただいております。

必要とされる委員ということにつきましては、調査が進んでいくに当たりまして、例えば臨床心理士の資格を持った方への見解を必要とする際に臨時に招集するという形を考えております。

問（13） まとめてやるもんですから、いっぱい答弁漏れがあるかと思うんですけど。

ですから、今回、引継ぎで今の委員さんが今回新しく条例制定されたときになられるってことだったんですけど、そのなられるっていう方もどういう方がなられるのかなっていうのがちょっとよく分からなくて、愛知県弁護士会のほうから推薦いただいた方なのか、顧問弁護士なのか、新たにこういう弁護士を雇っていくのか、またその弁護士もいろいろ見えますので、専門的なものがある方、ない方いろいろ見えますので、その辺りと、学識経験者っていう方も引き続きであれば是非ともどこの大学のどういう教授ですよって、第三者委員会になりますからこういうことをやはり公にしていくことが大事かなと思うんですけど、その辺り御答弁、まず、いただきたいと思います。

答（教育長） 弁護士さんにつきましては、愛知県弁護士会から推薦をいただいた方であります。

委員さんは今現在3名お見えですけども、今、調査研究の段階ですので、この委員さんたちのお名前が出ることによって委員さんたちの調査に影響が出る可能性もありますので、今現在は委員さんのお名前はお答えは控えさせていただきますが、一番最終的に調査報告書というものがまとまってまいります。これを被害の御家庭の理解があれば、基本的には公表という形をとってまいります。そのときには公表ができるかと思っています。

問（13） 先ほど、日額1万5,000円の根拠とか、あと特別な勤務に従事したときの報酬の額が、時給額が1万円ということでお話いただいたんですけど、これが愛知県弁護士会から御相談した結果、この金額になったよって話なんですけど。それはそれで、確かに私は1万5,000円は逆にいうと安いのかなっていう、弁護士とかが日額1万5,000円は安いのかなと思うような金額なんですけど、先ほどの御答弁のほうでその他の業務ということで、個々に行う資料の読み込みとか調査の実施とか、日額によりできないようなお仕事を時給1万円とするってことなんですけど、これどうやって1万円っていうか、時給、何時から何時まででっていうのを算定されるのかなっていうところが全くちょっと私には想像がつかないので教えてください。

答（教育長） 1時間1万円というそのものにつきましては、それぞれの委員さんに実際にかかった時間というものを時間単位で申告をしていただいて文書にて事務局に上げていただきます。それで算定を行ってまいります。

問（13） 最後にちょっとこれ市長にお伺いしたいです。これもう市長しか答えられないことなので、しっかりお答えいただきたいんですけど。

この総合教育会議を学校経営グループと一緒に相談して開催するかどうかっていうのは、学校経営グループと行うことは私はこれ状況的におかしいと思うんですよね。学校経営グループが、教育委員会がやはりこうした案件について明らかにして解決に導くために、わざわざ市長が総合教育会議っていうのを設けられて招集しなきゃいけない、市長の判断で招集しなきゃいけないというものなんですけど、その辺り私はすごく違和感があったんですけど、市長としてのお考えはどうなんですか。

答（市長） 全く違和感なくてですね。私が招集するという判断を私が下しておりますので、情報をいただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第45号の質疑を打ち切ります。

質疑の途中ですが、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時15分

委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(4) 議案第46号 事業契約の変更について

委員長 質疑を行います。

問(13) まず、この事業契約の変更なんですけど、維持管理業務が今回金額が増になったということで、いわゆる、これ高浜小学校の小学校以外の地域交流施設等につきましては、それぞれ児童クラブが運営していたり、あとはたかほスポーツクラブ、TSCさんが管理運営事業をされてるんですよね。そういう中でのこの維持管理業務っていうのが具体的にどのようなことになるのか、そしてそれが今回、このサービス価格指数とは別に市としてどれぐらい上がってるということで算定されるのかについてお示してください。

答(学校経営) まず、維持管理業務でございますが、建築物の保守管理、建築設備や厨房機器等の保守管理、警備保安、外構等維持管理、環境衛生などを行っていただいております。

実際の運営については、これとは別の話になりますのでよろしくお願ひします。

問(13) なので、保守管理とか設備の管理とかそういうことっていうのはいわゆる、これ小学校とか地域交流施設とかもこの辺りって電気代とかは別で市が支払ってるんですよね、契約して。だから、いわゆる人件費が主になるのかなと思うんですけど、この間、電気代とかも物価はすごく高騰していても、結局、賃金が上がってないんですよね。そういうところから、なかなかこの3.7%の差が生じたよって言われるだけでは、ちょっと私は納得できないんですよね。

そうすると、学校経営グループとしては、どのように結局、この指数が、私は何か問題があるんじゃないかなってこの間もすごく思っていて、何回でも何回でもこれ契約変更もされてるもんですから、その辺り学校経営としては、結局この先ほど5項目言われましたけど、これはどのように高騰してるっていうか、その辺りの計算というか、その辺りどのようにされたのか教えていただきたいのと。

もう1個が警備保安と言われたんですけど、この警備保安っていうのがどのような業務をされてるのか具体的によく分からないので教えてく

ださい。

あと、環境衛生についてもよく分からないので教えてください。

答（学校経営） まず、指数について学校経営グループとしてどう考えるかというところでございますが、こちらの指数は契約書及び契約約款に基づきまして、契約書の締結当時3.0%というところで事業者側と締結しておりますので、こちらの数字を基に随時変更を加えていく必要があると考えております。

それから、警備保安業務についてですが、こちらは主に建物の施設内に監視機器等を設置していただいております、こちらでもし異常が生じた場合はすぐ駆けつけていただく、状況を確認していただくという内容となっております。

あと環境衛生につきましましては、こちらにも建物内のいわゆる清掃等が中心となるんですが、換気扇の清掃や空調設備の清掃、あるいは教室などの空気環境測定などを行っていただいているところです。

問（13） 本当にこれですね、P F I でやってどうなのかって思うんですけど、結局、今回この維持管理業務がまた3.0上がって、変更増約1,194万円ということなんですけど、結局、ちょっとこれ本当に前にこの契約変更されるときにすごく細かい資料出していただいたんですけど、今回、あまりにもざっくりなので、何でこれこんなざっくりで1,000万円も上がっちゃって、ちょっと私はすぐにこれ議決できるような状況なんではないんですけど。特にこれ今年の8月の指数だと思うんですけど、なぜ8月の指数なのにこの6月議会の補正になってしまっているのか御説明いただけますでしょうか。

答（学校経営） 毎年8月の日銀統計局の指標を基に判断しておりますところですが、こちらの8月の日銀統計局の指標が翌9月に速報値として一般的に示されます。その速報値が示された時点で、来年度以降の維持管理業務サービスの対価の改定の有無について判断いたします。

8月の指標が確定するのが翌々月。ですから、9月に速報されて翌々月なので12月頃になってまいります。そこからS P C（特定目的会社）が、来年度以降の改定後のサービス対価を精査いたしまして、3月初め

頃、確定金額が市へ通知されます。その内容を市は精査を行いまして実際に議案として上程させていただくため、直近の6月議会に議案を提出させていただいた運びとなりました。

問（13） 今の説明聞いても何で3月でできなかったのかというのはよくわかんなかったんですけど、結局、先ほどの説明でもやはり人件費なのかなと思うんですよね、ほとんどが、この維持管理業務が。

そうすると、実際その本当に3.7も何が上がったのかっていうのが分からないんですよね。ただ単にこのサービス価格指数を用いただけっていうことで、私はなぜこれを用いたのか、なぜこれでいいっていう判断なのか、ちょっと私理解しかねるので、その辺りをちょっと詳しく教えていただきたいのと。

あともう一個、一緒に教えていただきたいのが、この維持管理業務について当初の契約から結局、幾ら増額したのかについてお知らせください。

答（学校経営） まず、3.7%が妥当性があるのかどうかというところですが、こちらも契約等に基づきまして8月の指標と前回改定時、ですから、前回、令和2年に行いましたが、その前の年の1月から12月までの指数の平均値と比較してっていうことなので、令和元年の1月から12月までの指数の平均値と比較して3%以上増えたために、今回、改定の議案を提出させていただいております。

委員長 倉田委員、もう一度。

問（13） こうなるので1問ずつやったほうがいいと私いいと思うんですけど。

結局、今回、変更前、変更後で49億4,000万円って出てるんですけど、結局この維持管理業務だけについては、当初の計画より今回の変更によって幾ら増額したのか教えてくださいという質問でした。

答（学校経営） 申し訳ありません。維持管理業務のサービス対価についてのみの契約当初の数字を今、持ち合わせておりませんのでお答えできません。

問（13） 全体でもいいですよ、全体でもし分かれば教えてください。

答（学校教育） 全体では、1億5,750万495円の増となっております。

問（13） 結局、当初の契約から1億5,750万495円も増えてるってことなんですよね。結局、PFI事業でこれだけ大幅に増えたということで、市が今回、維持管理費だもんですから維持管理費、これ個々に市が契約していったほうがよほどこれ安価で透明性のやり方であると私は考えます。これでは、本当に複合化の効果っていうのがあるのかどうか、私すぐくずっとこの間疑問に思ってますし、私はないと考えるんですけど、市としての考えどうなんでしょうか、この辺り。

答（学校経営） これまで、当初、想定していなかったアスベスト等除去の作業料等も発生しておりますのでかなりの金額が上乘せになってるかと思いますが、ただ、こちら日常的な部分で見ますと大きく増えているものでありません。突発的なもの、あるいは突発的なアスベスト等工事の変更によるものが主な要因となっておりますので、それ以外の面では大きく増えているとは考えておりません。

問（13） 先ほど、維持管理業務の中に建物保守管理があるのかなってということでお答えいただいております。地域交流センターの廊下の壁のひび割れとか、それから外壁塗装の剥がれ、それからひさしの雨垂れ痕とか、この間、既に修繕が必要にもなっているにもかかわらず、ひび割れなんかちょっと修正液で上から塗ったのみたいな感じで、塗ってるだけみたいな修繕とか、ちょっとあり得ないような修繕をされてるんですけど、これ管理運営事業費だけちょっと今支払っているのにきちんと修繕されてないのかなと思うんですけど、この状況について市はどのように捉えてらっしゃるのかちょっとお聞きしたいんですけど。

答（学校経営） 日々、点検をしていただいていると思うんですが、今委員がおっしゃられた部分っていうのが、私が考えてるものと一致するかどうか分からないんですけども、地域交流施設の入り口、向かって右手のほうにあった傷だと思うんですが、非常に小さいものでしたのでちょっと見落とした可能性もあるかと思います。

ただ、すぐに直していただくようにこちらのほう指示させていただいております。それから、壁の汚れ等につきましても、目立つところにつ

いてはきちっと清掃いただくよう、改めてこちらのほうからお伝えをさせていただいているところでございます。

問（13） 壁の外壁、もう塗装が落ちちゃってるんですよね。もう本当にまだ5年ぐらいですかね、4年、5年で落ちちゃってるのはあり得ないんですけど、指示してもらってるのはいいんですけど、私これ大分前から言ってる話なのにまだ指示させてもらってて、まだ、まだ直ってないんだなってことで非常に残念なんですけど。本当にこれ、これだけまた1,000万円も増えるような維持管理業務費、これ払ってくべきなのかなってというのがすごく私の中で疑問です。

今回の事業変更に伴う補正予算がちょっと補正予算書のほうで見当たらないんですけど、どこで予算計上されているのか教えてください。

答（学校経営） こちらの維持管理業務のサービス対価でございますが、先ほど申し上げましたが、8月の日銀統計局の指標の速報値でサービス対価の改定を行うかどうか、必要があるかどうかという判断をさせていただいております。その時点で3.0%を超えておりましたので、令和5年度当初予算で算定させていただいて、予算は計上させていただいているところでございます。

議案のほう、改めて御議決いただいた上で、こちらは執行していきたいと考えております。

問（13） びっくりしたんですけど、5年当初予算でも上げてるのに、契約変更されてないのに、もう5年の当初予算では予算計上されてたってことで非常にびっくりしたんですけど。

今後もうこういうやり方をされていくんでしょうかね。私、やはりこれはすごく問題だと思っていて、やはり契約変更したらそのときに補正を出さないと、当初予算だけ載せといて、いや契約変更は後からでしたっていうのはちょっとあり得ないんですけど、今後もうこういうやり方をされていくんでしょうか。ちょっとその辺り確認したいと思うんですけど、どうでしょうか。

答（学校経営） 先ほどもお答えした中で、8月の速報値が確定するのが12月頃ということで、そこからSPCのほうはサービス成果の精査を

スタートし、今年の3月初めに市へ金額の通知をしてまいりましたので、もう少しこれが早まって、なおかつ、市のほうも極力、その内容の精査を早めることで3月議会の上程も可能かと考えております。

今後は、より速やかに業務を行いながら、直近の議会のほうで議案を提出させていただきたいと考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第46号の質疑を打ち切ります。

(5) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算(第2回)

委員長 質疑を行います。

問(2) 主要・新規事業のナンバー1をお願いいたします。4ページ、地域医療介護総合確保基金事業についてお願いいたします。

こちらですが、県費補助金、介護施設等整備事業費補助金を活用されて見えるということで、このメニューをちょっと拝見したんですけど、どれに該当するのか、いろいろなものが該当するかなと思ったのと、100%を財源としています、県費を。4,870万2,000円について補助対象経費としてどのようなものがあるのか。あわせて補助額の補助基準額について教えてください。

答(介護障がい) 御質問の補助金の関係でございますが、今回の補助対象となる経費というのが大きく分けて2つございます。

まず1つ目が、新たな施設の整備に要する工事費、または工事請負費、そういった、いわゆる工事に係る費用ということ。それから2つ目が、施設の円滑な開所に要する需用費、使用料、賃借料等、開設準備に必要な費用ということでございます。

こういった内容につきまして、県の要綱に準じて市でも定めているも

のでございます。

この対象になる補助金の基準額でございますが、補助金の額は、補助対象事業に係る愛知県介護施設等整備事業費補助金交付要綱の第3条第1号アに規定をする地域密着型サービス等整備助成事業、及び、同要綱第3条第2号アに規定する介護施設等の施設開設準備経費支援事業に対して、同要綱第6条に規定する算定方法に基づき、愛知県から市に交付される額の範囲内で市長が別に定める額とすることとしておりまして、先般、県からの補助金の内示をいただきましたので、その内示額を基に今回、予算の計上をさせていただいておりますが、具体的には、このいわゆる工事費のほうでございますが、こちらが認知症グループホームは1施設当たり3,360万円が補助基準額でございますが、開設準備費がこの認知症グループホームですと、定員1人当たりが83万9,000円とされております。こちらをベースにしておりまして、具体的には内示されておりますのが、地域密着型サービス等整備等助成事業が1施設でございますので3,360万円。介護施設等の施設開設準備経費支援事業が定員が18人でございますので、1,510万2,000円となり、合わせまして4,870万2,000円で内示をいただいております。

問（2） 内容について少しお聞きしたいと思います。事業者の募集要項をちょっと拝見しますと、事前に提出された開設提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、選定を行うとされましたが、特にこの事業、地域密着型サービスを提供するというところで、地域共生などそういった特色ある提案が行われたのか、お願いいたします。

答（介護障がい） 特色をとということでございますが、資料のほうにもございますとおり、建設の予定地が向山町4丁目で、いわゆるこもれびの里辺りというイメージになりますが、周辺が農地が多い地域で静かな環境で生活ができるような印象を受けておるところでございます。

そういった環境の中にあって、敷地内では家庭菜園を設ける計画になっておりますので、自然と触れ合いながら生活ができることが一つ、加えまして、現在、運営されております市内のほかの認知症グループホームでは、認知があってもどちらかという、自立して生活ができる方の

受入れが主となっております、介護度が3を超えて上がってまいりますと特養などの施設入所を検討されるようなことがありますけれども、こちら今回予定しているグループホームでは車椅子の方も利用ができるということに加えまして、看取りまで含めた利用を可能にするという御提案をいただいております、終の棲家として御利用いただけるものと理解をしております。

問（２） 最後をお願いします。公募条件として、高浜市高齢者サービス調整会議への参加が義務づけられております。他の事業者施設との連携や交流が推進されるのか。また、あわせて運営に関して市はどのように関わっていくのか教えてください。

答（介護障がい） 定例的に行っております高齢者サービス調整会議という会議では、高齢者へサービスを提供する事業者が参加をしておりますので、そういった会議に参加をしていただくことで行政からの情報提供だとか、参加者同士の交流といったそういった場として活用をしていただくということを考えておりますので、会議の参加は呼びかけをしてまいります。

あと、ほかの事業所とのつながりをつくっていただくのに法人さんが公開研修として、ほかの事業所の方も参加ができるような研修の機会も設けていただいておりますので、そういった御案内もさせていただければと考えております。

あとは行政の関わりといたしましては、総括質疑のほうでも少し触れましたが、運営推進会議というものが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準という厚労省の基準の中で定められております、こちらが具体的には、利用者の家族や地域住民の代表、事業所が所在する市町村の職員などで構成し、おおむね2か月に1回以上を開催をし、活動状況の報告だとか必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならないとなっておりますので、こういった場にも行政のほうとしても参加をさせていただいていくということでございます。

この会議は職員も、ほかの事業所さんの会議にも出席をしておりますけれども、地域の方も町内会長さんやまち協の方、民生委員さんなど事

業所によって参加される方が若干異なりますが、そういった形をとらせていただいております。

事業者さんの提案の中で、地域との関わりということで町内会への入会だとか、地域イベントへの参加だとかそういったことも進めていかれるということ、それから施設で行う研修だとか防災訓練に地域の方の参加の呼びかけをするといったような計画もされておりますので、そういった中で地域とも関わっていただければと考えております。

問（12） 新規事業ナンバー2について、ちょっと2点ほど伺います。

今回、補助対象に公立保育園と公立幼稚園が記載されておりましたが、今回対象外ということでしょうか。

あと、この事業、物価高騰に直面する事業者の負担軽減であり、それにより事業者が保護者負担を値上げすることなく給食の安定供給を可能とするものであるということですが、今回この事業を検討するに当たって、事業者の負担軽減ではなく、保護者負担の軽減、給食費の値下げの検討というのは行われましたでしょうか。お願いします。

答（こども育成） まず、こちらの今回の事業につきましては、いわゆる愛知県が、物価高騰の影響を受けながら福祉サービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設、公営を除くを対象に支援をする中で実施するものでございまして、公立は対象外とされておりますので対象はとしておりません。

もう一つが、利用負担の軽減、利用者の負担の軽減を視野に入れてるのかという御質問でございしますが、結果として、こちらの補助を行うことによって民間保育園が給食の値上げ等を据置きしているというような現状がある中で、結果としては利用者の負担軽減につながるものというふうに考えております。

問（12） 次に、ナンバー4について2点ございます。

1つ目で、これまでの各回ごとのワクチン接種率について教えてください。もし高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者等ごとについても分かれば、それについてもお願いします。

あと、2つ目で、コロナによる死亡者数について教えてください。

以上2点お願いします。

答（健康推進） ワクチン接種の接種率につきまして、先週末時点での接種率につきましては、現在、接種が行われております主に65歳以上の方が対象の令和5年春開始接種では、接種対象者を分母としておりますが32.6%となっております。現在行われております65歳以上の方や基礎疾患のある方、医療従事者、施設従事者の方のそれぞれの統計については持ち合わせておりません。

次に、ワクチン接種による重大事案、死亡者はいるかという御質問だったんですが、そこについては承知しておりません。

問（12） 昨日現在で32.6%ということですが、各回でこれまで何回かあるかと思うんですけど、それごとの接種率はどれぐらいか教えてください。

答（健康推進） 同じく先週末時点での接種率となりますが、従来型の1価ワクチンを使用しておりました、一、二回目接種では79.0%。そしてオミクロン株対応2価ワクチンを使用いたしました令和4年の秋開始接種と言われているものについては42.6%となっております。

委員長 ほかに。

問（9） 主要・新規事業等の4ページのところの介護施設等整備事業費補助金なんですけど、採択法人の基準がこの前の総括質疑で100分の60点ぐらいっていうことで伺ったんですけど、その法人のよかったところと、ちょっと足りなかったところがあれば教えてほしいんですが。

委員長 答弁を求めます。

答（介護障がい） 法人から提案をしていただいて、提案の中でもいろいろと委員からも御質問をいただいておりますして、先ほど特色というところも御説明をさせていただいておりますけれども、そういったところで市内でほかの事業所にはないような特色もあるということが一つ挙げられるかなということ。

新たに開設をされる事業所でありまして、逆に言うと委員の方からは多少心配の声もいただいておりますけれども、これまでの御経験を生かして、安定した運営をしていただけることを期待をしておるようなと

ころでございます。

答（福祉部） 足りなかったところという御質問をいただきましたが、私どものほうから開設者の方への留意事項という形で申し上げさせていただいたことが2つありまして、1つは事業所に入所している方の自由と危機管理のバランスをしっかりと取っていただいて、利用者の安全確保に努めてくださいということと、もう一点、人件費については、人への投資と考えていただいて、質の高いサービスの提供及び人材育成に努めてくださいということをお願いいたしました。

委員長 ほかに。

問（1） 主要・新規事業ナンバー5、老人・成人保健事業、若年がん患者在宅療養支援事業補助金についてお聞きいたします。

本年、愛知県が4月に制定された若年がん患者在宅療養支援事業費補助金交付要綱が制定されたことによって、本市においても今回もお一人の方を対象にということでの事業だと思っておりますが、その方が対象になった経緯というのは、どういったことがあったのでしょうか、教えてください。

答（健康推進） まず、今回対象となります方が40歳未満という形になりますが、40歳以上であれば介護保険制度の対象となって、末期がんの患者さんであれば介護保険も利用が可能になるというところで、まず年齢制限がございます。

そして今回の在宅療養でのメリットという部分で、その方にふさわしい環境で気兼ねなく生活を送りながら医療や介護を経済的な負担を少しでも払拭というか、御協力さしていただく中で在宅での生活を継続できるような形にするために、そういった要件としております。

問（1） 目的とかは分かるんですけども、この方がなぜ対象になったかとかいうか、本市においてその方を把握した、どうやって把握されたのかなっていうことをちょっとお聞かせいただきたいなと思ったんですが。

答（福祉部） 今回の補助制度については愛知県がこの4月から始めておりますが、愛知県が対象予定件数を把握するに当たりまして、39歳以

下の年間のがん患者数、それから、いわゆる終末期をその中で迎える方の割合、それから終末期に在宅サービスを利用する方の割合、こういったものを勘案しまして、県が愛知県内で258件の方が該当すると見込んでおりましたので、私どもも人口等で割合を考えた場合にお一人ほどが該当してくるだろうということですので予算計上させていただいております。

問（1）　ということは、これ具体的にどなたかいらっしゃるっていうことではないんですか。

答（福祉部）　具体の事案を掌握しておるわけではございません。

問（13）　まずは2款1項3目の市民活動支援費の件についてお聞きしたいんですけど、なぜ翼まち協の発電機を購入することになったのか教えていただきたいのと。それから先ほども話になっております3款1項7目の介護保険推進費、主要・新規事業のナンバー1のこれ待機者がこれ説明の時によって16名だったり17名だったりするので、結局、今、待機者が何名なのかちょっと確定したいなというのと。今回のグループホームで募集して、ここ、「福寿へ紬」さんでやるってことなんですけど、その概要について御説明まずお願いいたします。

答（総合政策）　2款1項3目のコミュニティ助成事業補助金の部分かと思えます。今回、翼まちづくり協議会の備品購入に申請を出して採択をいただいたというところでございます。

こちら、毎年度1件ずつ採択をよくしていただいておりますが、地区がかぶらないように検討しながら申請をしておりますので、今回は翼まちづくり協議会の中において、イベント等に使用するというようなところで、発電機のみならず提灯だとかデジタルサイネージといったようなものもあわせて申請をする中で、どういったものが必要ですかというような聞き取りをさせていただく中で、そういったものが必要だというような形でお話しいただきましたので、それに合わせた形で申請をし、3月末に採択いただいたので、このタイミングで補正予算を計上させていただきました。

答（介護障がい）　グループホームの待機者数の状況でございますが、先日、総括質疑で答弁させていただきましたのが、令和5年6月8日現

在で把握をした数でございます。17人ということでございます。

それから、「福寿へ紬」の会社の概要ということでございますが、総括質疑のときに少し御説明しましたように、今回のグループホームを立ち上げるために新たに設立された法人というふうに承知しております。

問（13） この会社、今、先ほど部長が留意事項ということでお話しされましたけど、その前に少し、やはり認定をされた委員の方から多少心配があるってことがあったんですけど、私すごく今回心配でしたので、ちょっと一つずつ聞いていきたいんですけど。

今回の事業について、まずいつ募集を行って、その募集はどのような方法で行われたのか、これについてまずお答えいただきたいのと。

あと、まとめてやれというので、ぜひとも答弁漏れないようにお願いしたいんですけど、募集によるこれ説明会、いつ行って、この説明会には幾つの事業者が参加したのか、まずお答えください。

答（介護障がい） 募集でございますが、令和4年9月に募集要項をホームページのほうへ掲載をさせていただいて募集を開始をしておるものがございます。この募集のスケジュールがこの募集要項に掲載をしておりますけれども、質疑の受付を令和4年9月2日から受付をいたしまして、事前協議書を9月2日から同じく提出の受付をしておるということでございます。具体的な説明会という場は特に設けてございません。

問（13） なぜ説明会を行わなかったのか。こういうのはやはり広く多くの方に募集していただいて、高浜市として市民のためになるようによりよい事業者を選定すべきだと思うので、なぜ説明会を行わなかったのかについてちょっと今私理解できないのでお答えいただきたいのと、あと、実際に募集を行ったときに何社がプロポーザルに参加したのかお答えください。

答（介護障がい） ホームページの公表でさせていただいて募集をしておりまして、特段、説明会ということは考えてございません。

応募された事業所は、1事業所でございます。

委員長 お待ちください。

会議の途中ですが、ここで皆さんにお諮りいたします。

このまま会議を続けますと正午を越えることになりますが、このまま会議を続けることにして御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、このまま会議を続けます。

問（13） では、決定したこの「福寿へ紬」さんについてお聞きしていくんですけど、この事業者、先ほど、初めてのこの事業、グループホームへの参入は初めてかなと思うんですけど、同種の事業、またはほかに別に同種じゃなくてもいいんですけど、事業を展開されているのか、その辺りを教えていただきたいのと。もし展開これしていないのであれば、何かあったときに支援企業があるのかどうか、この辺りについても教えてください。

答（介護障がい） 何度も申し上げておりますが、新たに立ち上げられた事業者でございますので、ほかの事業は実施をしていることはございません。また、新たに立ち上げた事業所でございますして、特にその支援の受けられる事業所があるとかいったお話については、聞いてはおりません。

問（13） 初めて参入する事業者ってことなんですけど、よくあるパターンが株式会社とかで今回株式会社なんですよね、株式会社でやる場合は、例えば病院とかが事業展開とか事業を広げるってことで、デイサービスをやったりグループホームをやったりってことでそういうことはよくあるんですけど、今の話でいくと、ほかになにか同種ではなくても事業を展開していることはないということでもいいのかという確認と。

それから今回、社会福祉法人ではなく株式会社で事業を展開するってことになっておりますので、その辺りの理由も教えてください。

答（介護障がい） 先ほどお答えしたとおりでございますが、ほかの事業は新しい法人ですので、されておりません。

社会福祉法人でなぜないのかというのは、我々は募集をした中で応募があったのが株式会社ということでございますので、我々のほうに意図

はございません。

問（13）　ということは、株式会社でやるっていう意図っていうか、なぜ株式会社でやるのかなということについても選定委員会とかでも全然お聞きにならなくて、市としても認識されていないということによかったですね。初めてやるってことですからね、社福だったらまだいいかなと思うんですけど、今回、株式会社だからどうかなと思うんですよ。

この事業者の設立年月日をまず教えていただきたいのと、あと資本金の額についてもお願いいたします。

答（介護障がい）　先ほど法人格の問題の御質問、お話をいただきましたけれども、募集要項の中では応募資格は法人格を有する者として、法人、種別、営利法人、社会福祉法人、医療法人などは問わないという募集要項にしておりますので、そういった法人格のある方から応募があったということでございます。

法人のこれは補助金の議案と関係があるんですかね。資本金の金額は300万円というふうに謄本で記載がございます。会社の設立年月日は令和4年3月1日ということでございます。

問（13）　募集要項はいいんですよ、それはそれでね。例えば、今まで株式会社でいろいろ実績があったところであればそれは別に株式会社でいいですし、今回、設立年月日が令和4年3月1日で新たに事業所を建て立ち上げたということをお聞きしてるものですから、であれば、やはり社会福祉法人でやられるほうが高浜市としても安心なんじゃないのかなっていうところで、だから聞いているんですよ。

なぜ聞かれるのかって言われてるから私は言ってるので、なので募集要項はいいんですけど、社福でなく株式会社で事業を展開する理由については、選定委員会でも全くこれについて触れられなかったってことで理解しますので、もし違っていれば教えてください。

それから、この会社、資本金300万円なんですけど今回、4,700万円余りを県から事業費として補助金としてもらうってことなんですけど、とてもじゃないけどこの金額でやれなくて多分1億円ぐらいは借入れをしないと事業としては成り立たないかなと思うんですけど、借入金が見ら

で、それからその借入れに対して市が債務保証の保証人になってないかどうかの確認をお願いいたします。

答（副市長） 先ほどから法人に対していろいろ御心配をいただいておりますというふうに思いますが、非常に、倉田委員が言ってみえることは非常に失礼な話で、私ども一応、委員会のほうではそういった確認もしながらきちんと募集要綱に合っている方だから問題ないだろうということできちんと承認をしておりますので、資本金の金額が幾らだからってそういう話じゃなくて、別にいわゆる医療法人だとか社会福祉法人であっても経営が行き届かなくてうまくいかないところってのは多々ありますよ。

だからそういうことで当初からそんなお話をされるのは、非常にその法人にとって失礼な話だというふうに思います。

問（13） 副市長、何言ってるんですか。これ市が認可するんですよ、市がお墨つき与えるんですよ。市がお墨つきを与えるってことはどうなることが分かりますか、これ。

将来的にもし万が一、あってはならないことだけど頑張ってもらえると思いますけど、ここが立ち行かなくなったらこの4,700万円を市がかぶることにもなりかねないからこれを聞いてるんですよ。ましてやこの県のお金だって皆さんの税金ですよ。市が認可するんですよ。だから認可が正しいかどうかを我々はきちんと審査しなければ、この税金の使い方が、私たち市民の代表で出てますからね、オーケーって言えないですよ、やっぱり。

どんな事業者なのか、どんな資金繰りで、どういうふうに運営していくのか、職員もきちんと確保されているのか、きちんとそこを確認させてくださいよ。きちんとお答えください。お願いいたします。

答（福祉部） 今回の事業所の選定に当たりましては昨年の12月に選定委員会が開催をされておりました、その審査の結果、選定基準を満たしておいて決められた業者でございますので、よろしく願いをいたします。

問（13） 今回の選定委員の審査内容についてどんな項目が何点であっ

たのか、細かく教えてください。

委員長 答弁を求めます。

答（福祉部） ホームページでも審査結果につきましては公開をさせていただいておりますが、各選定委員の採点結果を取りまとめた結果、150点満点中108.4点。

満点の6割、つまり90点以上の配点で選考対象となったため、審議の結果、決定をしたということでございます。

詳細については申し上げることはできません。

問（13） 詳細についてお聞きしないと、特に資金面のところですね、ここ本当に大丈夫なのかなっていうところを、どのように選定委員会さんが108.4点にしたのか、これしっかり聞かないと我々議員、これでは議決できないんじゃないんですか。

選定委員の委員は教えてください。

答（福祉部） 資金繰りの関係につきましては、やはり当日も選定委員さんのほうから幾つか質問をいただいております。

事業所さんのほうからは開設に向けまして、月単位で資金計画がどのようになっているかというようなものを示していただいて、3年、5年かけてプラスを生じていくというような計画を描いておりましたので、適正であるということで認められたものでございます。

問（13） 月単位で示していただいたということであれば、それが入居者が何人でそれを設定されて、こういうふうな経営が成り立ちますよっていう月単位のものが出てるのか、特に入所率、これ何%で計算されてきたのか教えてください。

答（福祉部） 細かい資料は持っておりませんので詳細についてお答えできませんけれども、早期に2ユニット・18人を満床に持っていく計画となっております。

問（13） 早期に18人に持ってくっていいんですけど、それであると18人を下回った場合に、これ経営は成り立っていくのか、成り立たないのか、どういう計画になっているのか教えてください。

答（福祉部） 資金計画書を見る限りは、先ほど申し上げましたように

3年から5年をかけてプラスの領域へ持っていくという形になっております。

入所者数というのはもちろん増減というのはありますけれども、今、待機者数等も勘案しまして、なるべく満床の期間を長く維持できるように努力をされるということで伺っております。

問（13） 今でもちょっと、先ほど17人でしたっけ待機人数。そうすると満床にはならないのかなと思うんですけど、これはもう満床になる確約ができてるのかどうかについてお答えいただきたいのと、あとこれ開所も来年度すぐ始まるってことですけど、正規職員が何名で非正規が何名で事業を行っていくかっていうところと、必要な職員数については既に確保されているのかどうか、そこについても確認したいと思います。お願いいたします。

答（福祉部） スタッフにつきましては、やはりこの選定委員会でもかなり懸念の声が集まっておりまして、実際に来年の4月の開所に当たって人材が確保できているのかどうかというようなことは議論になりました。

その中で、代表の方は、既にお声がけをされておみえになる方も十分にお見えになって、職員の人数については詳細を持ち合わせておりませんが、十分な体制の下でスタートを切れるということで伺っております。

問（13） 十分な体制っていうのが何名なのか教えていただきたいのと、特に先ほど車椅子の利用の方も利用可で、看取りまでも利用していただきますよ。これは本当に、すごく利用者にとってはありがたいことなんですけど、そうなった場合にやはりスタッフがより一層充実してないとなかなかきちんとしたケアが利用者さんに行かないんですよ。

ですから、やはりこれ十分な体制っていうのが実際に何名で計画が出てくるのか、正規が何名、非正規が何名、そして声掛けをしてるのはもちろん声掛けをしてるんですけど、きちんと確保されてるかどうかを示していただかないとちょっと私これすごく不安なんですけど、これ今示せないってことでしょうか、どうなんでしょうか。

答（福祉部） 今、倉田委員が懸念されましたようなことは選定委員会の中でも話題になりまして、この施設はもちろん24時間稼働しておりますので、夜間の体制がどうなのかというようなことも実際に選定委員会の中では議論されたところでございます。

ですので、詳細を持ち合わせておりませんが、示された職員の配置人数等を委員の皆様が確認をして、これならやっていけるということで点数を入れられたものでございます。

問（13） 確認されたのはいいんだけど、その職員はもう本当に確保されてますよっていう確約があるかどうか、これすごく重要なんですけど、開所した方がいいが、すごく希望を持って入られたのに、いやいや職員がいなくてケアができませんよとか、そういうことになったら本当に私これ進めていいかどうかっていうところは非常に今、不安な状況ですので、この不安を払拭するような御答弁いただきたいんですけど。お願いいたします。

答（福祉部） 今、倉田委員がおっしゃられた御質問は、当日私自身もやはり不安がありましたものですから直接代表の方にお伺いをしまして、来年の4月までに万全の体制を整えるということをおっしゃっていただいております。

問（13） 万全の体制がどのように保障されているのかっていうことをぜひとも文書でいただきたいと思うんですけど。先ほども言ってますね、この県からの4,870万2,000円。これは市が事業者の認定をするということで市が県からの補助金を申請することになるんですよ。

先ほど言ってるように、万が一この事業が立ち行かなくなったときにこの補助金について、市が県に補助金の返還が発生することは私はゼロではないと思ってるんですけど、どうなんですか。ゼロですか、どうですか。その辺り教えてください。

答（介護障がい） 委員おっしゃるとおり、ゼロという確約ができることはございませんので。当然、可能性としてはないことはないと思っておりますが、募集に当たって、現時点で事業が立ち行かなくなるというように我々も想定をしてこの事業をスタートするわけではございません

ので、事業者が心配があるような状況があれば、我々も協議をしていかなければならないと考えております。

万が一、確かに事業が立ち行かなくなつた場合には、財産処分のこと、そのときその事業をどうやって継続していくかということも含めて考えていく中で、そういった選択肢がゼロではないかなというふうには思いますが、現時点でそれありきで考えるということは考えておりません。

問（13） 市民のための施設になってほしいという思いと、それから市民の皆さんの税金を使うわけですから、やはりきちんと事業計画、特に資金繰りの面、この辺りをしっかり私たちが安心、これだったら大丈夫ねという納得できるようなことをお示しいただかないといけないんですけど、なかなかちょっとそれが具体性がないんですけど。

最後、お聞きします。この建設予定地なんですけど、これ借地なのか、もしくは個々の事業主の所有してる土地なのか、そこを確認したいと思います。お願いします。

答（介護障がい）借地というふうに理解しております。

委員長 ほかに。

問（13） 引き続き、3款2項2目の小規模保育事業について先ほどからいろいろ質問がありましたが、まずもってこの家庭的保育っていうのは補助の対象になってるのかならないのか、ここの中に含まれているのかどうか教えていただきたいのと。

あと、先ほどから私立の幼稚園、保育園とかこども園、それから小規模保育、このあたりの、幼稚園はないんですよ。そこの対象とした補助金なんですけど、やはり公立園がいつもいつも置き去りにされていて、県のほうの通知っていうのは、教えていただきたいんですけど、公立園に関しては地方創生臨時交付金を使うなり、市独自のものやったださいね、みたいなことが明記されているのかどうかっていうところと、今回市独自で公立園を補助しないっていうことがちょっと私にはあり得ないので、なぜそういう結果になったのかについて教えてください。

それから最後もう一つとしては、今回これ、私立の園に補助していた

だくのはいいんですけど、それが実際に子供たちの給食費のほうにきちんと充てられて反映されてるかどうかは、どのように確認されていくのかについて教えてください。

答（こども育成） まず、家庭的保育が対象になるかでございます。

いわゆる3歳、4歳、5歳の給食費も対象にしているところがございまして、こちらのものについては家庭的保育は対象にならないですから科目の中には入っていません。

次に、県のほうが公立の施設について市のほうで対応してくださいという通知があったかということでございますが、そちらについては明記は特にされていません。

ただ、いわゆる公立保育園につきましては市のほうで賄材料費というものを予算化しておりまして、それに基づいて給食費のほうをつけておりまして、それとは別に給食費のほうを徴収しております。

例えば、給食費のもらうであろう合計数と賄材料費を比較しますと、令和4年度ですと、若干、賄材料費のほうが多くございまして、大体75万円ぐらい。それについては市が負担している状態になっております。

ですので、結果としては、いわゆる公立保育園に対する補助を行ってると同等の対応になってるというふうに考えております。

ただ、これも今年度についても同様の形で考えておりますが、例えばそれが賄材料費が足らなくなった場合、予算を超えて賄材料費が必要になるような場合については、また補正予算等でまた上程させていただくことを考えております。

いわゆる補助金の使途の確認でございます。

実績報告とか品数、栄養価とかが担保されてるかどうか、特に給食の質が維持されているかどうかというものについては、各園から栄養価等を示した資料等いただいた上で確認をしております。

委員長 ほかに。

問（13） 3款2項3目のみどり学園駐車場整備工事費、この工事費の内容についてまず詳しく教えていただきたいと思えます。

それから、先ほど3款2項3目の主要・新規のシステム改修費の話な

んですけど、先ほどシステムが前回のシステムと一緒にんだけど、やはり改修費が必要なるよって御説明があったんですけど。これ本当にもういろんなどこで改修費、改修費ってずっと積もっていったらこれ改修専門の職員を雇ったほうが安いんじゃないのって私は思ったんですけど、そういうところの考えがないのかなっていうところについてもちょっとお聞かせいただきたいのと。

あと、4款1項1目の主要・新規事業のナンバー4の新型コロナウイルス感染症対策推進事業、これについて先ほどワクチンの接種率のお答えがありました、今回接種する予定のワクチンの種類についてお答えください。まずそこまでお願いいたします。

答（こども育成） まず、みどり学園駐車場の整備工事について、なぜこのタイミングでっていうことでございます。

昨年12月末に移転を行いまして、それより前にあそこに入っている3施設において、駐車場の利用の仕方について調整をして割当てをしております。

ただ、実際に使ってみると、今駐車場が入り口が2つ、北側と南側にごさいまして、南側、碧南側の出入口のほうにみどり学園の利用者の駐車場を割当てています。そうすると出入口の一つが塞がってしまうような状態になってしまっていて、かつ、その出口の斜面に車をとめるという中で、やっぱり利用者さんにとっても利用がしづらいよっていうな声が上がってきました。

やっぱり斜面に車をとめるということについては、やはり安全性の面も確保しなきゃいけないというところで、実際の駐車場のレイアウトを出口をどこにつくるかというところも踏まえて検討した結果、南側の駐車場を平らにして一番真ん中にちょっと広めの入り口をつくって、出入りできるような形に工事をするというような形で現在調整をしております。

やっぱり実際使っていく中でいろいろ支障というものが出てきますので、その辺りについては社会福祉協議会と情報を密にしながら社会福祉協議会のほうが指定管理の中で対応できるもの、また市のほうで対応す

べきもの等を整理しながら今後進めていきたいというふうに考えております。

あと、続けてシステム改修の件でございます。

5万円の給付の件も10万円給付の件のことも踏まえての御意見だと思われまます。

やはりいわゆる児童手当の仕組みを使いながら広く手当を支給するという位置づけの中で、そのシステムをどうしても活用しながらというような形で今進めておる中で、児童手当自体の制度の変更に伴う支給にはならないものですから、やはりそれは別で新たにプログラムをつくり直してというような形で対応せざるを得ないというふうになります。

新たに人を雇えないのかどうかっていう話になりますけれども、やはりデータベースのアクセス権限とか、そのシステムの所有の関係等も踏まえた上で安易に多分、すいません、正しい回答ではないかもしれませんが、いろいろな制約がある中で今の現在の対応に落ちついているというふうに理解しております。

答（健康推進） ワクチンの種類についての御質問をいただきましたが、現在行われておりますワクチン接種では、オミクロン株対応ワクチンを使用しております。

問（13） 先ほどワクチンによりお亡くなりになられたことがあるのかないのかという御質問があったんですけど、私のほうとしてワクチンの後遺症及び感染症の後遺症について、市に相談のあった件数について教えていただきたいのと。

また後遺症の相談に当たって、検証委員会等が立ち上がったケースがあるのかどうか。そして、あった場合どのような結果になっているのか教えていただきたいと思います。

答（健康推進） ワクチン接種の副反応によるお問合せにつきましては数件ございましたが、今までに救済制度の申請は1件となります。

委員長 ほかに。

問（13） 救済制度の申請につきまして、どのような結果になったのか教えてください。

答（健康推進） 高浜市予防接種健康被害調査委員会を3月に開催いたしましたして、県を通じて厚生労働省に進達をしております。

委員長 ほかに。

問（13） 市としてはその結果について認められたのか認められてないのかについては、承知されてるのか承知されていないのかについてお答えいただきたいのと、あと先ほど接種率については御答弁があつて、どんどんどんどんワクチンの接種率下がってきてるんですね。そうなる中で国のほうでもこれすごく問題視されてるんですけど、ワクチンの使用期限の切れているもの、それから廃棄されたもの、これあるかと思うんですね。どのくらい廃棄されたのか、そして使用期限切れたものがどのくらいあるのか教えていただきたいのと、あと、廃棄とか接種等に当たる諸費用、国から下りてきてるんですけど、これは国に対して返還金などの義務はなかったですよっていうところの確認をしたいと思います。お願いいたします。

答（健康推進） 先ほどの健康被害の調査委員会につきましては、委員会自体の所掌事務では、予防接種に起因すると思われる健康被害の発生について医学的な見地からの調査を行って、必要な事項を審議するという形で委員のほうに審議をいただいた内容について、先ほど申し上げたとおり、国のほうに進達をしております。

続いて、使用期限経過後のワクチンの御質問がありましたが、使用期限が経過したワクチンにつきましては、全体で6,930回分となります。

内訳といたしましてモデルナで5,120回分、ノババックスで100回分、ファイザーで1,710回分となっております。

ワクチンの返還金があるかどうかという御質問については、ワクチンの使用期限を経過したものについては適切な処理をさしていただいております。それに伴う返還金等は発生しておりません。

委員長 ほかに。

問（13） 今の御答弁でよく分からなかったんですけど、国のほうに上がっていったってことなんですけど、結果は今出てるのか出てないのか分かってるのか、それとも市としては承知していないのか。分かっている

ればどのような結果になったのか教えていただきたいんですけど、その辺りはどうなんでしょうか。

答（健康推進） 市のほうでは結果のほうはまだ確認をしておりませんが、ホームページのほうで確認をしますと国のほうの確認が1年前後ぐらいかかってしまうということを伺っております。

問（13） やはりこういうことをいろいろ聞いておかないと、迷ってる方の判断材料になるということで詳しくお聞きしました。

引き続き、4款1項2項の主要・新規事業ナンバー5、老人・成人保健事業についてです。

これ対象者が利用した次の費用に対し、①から③を合計した額の9割（月額上限5万4,000円）を補助金として交付するとなってるんですけど、私この5万4,000円というのがちょっとこれでいいのかなって、少なくともとすごく危惧してるんですけど、この5万4,000円とした根拠について教えてください、まず。

答（健康推進） 5万4,000円の根拠につきましては、愛知県が本年4月1日から施行しております、若年がん患者の在宅療養支援事業費補助金交付要綱の補助対象基準額に合わせて上限額を5万4,000円といたしております。

問（13） その補助対象基準額がなぜそうなったのかなっていう、それは把握されてるのかされてないのか、県からお聞きになってるのか、何か通達とかあるのか、その辺りも教えてください。

答（健康推進） 国、愛知県等も含めてなんですが、この補助上限額の設定につきましては、特に具体的な通知等はいただいておりますので承知をしかねております。

問（13） この5万4,000円、何で5万4,000円なのかなというのがすごい私にとっては不思議なんですけど、本当に費用の9割を負担する中で5万4,000円の補助金となると、この補助額利用で利用できるっていうサービスが本当に限られてしまうように私は感じております。

がん患者の方は、主にこの訪問介護サービス、これを利用されることが今後多くなると思うんですけど、例えばこの5万4,000円だと訪問介護

サービスを利用した場合、どのくらい利用できるのかちょっと具体的に市民の方もイメージができるように教えていただけたらと思います。お願いいたします。

答（健康推進） 訪問介護の料金につきましては、身体介護や生活援助などのサービスの内容と所要時間によって決まっております。

訪問介護の利用料金の目安といたしまして、1時間未満の身体介護であれば4,000円弱となっております、本事業では本人は1割負担となりますので自己負担額は400円弱という形になってまいります。

委員長 ほかに。

問（13） これ交付に当たっての流れを教えてください。特にこれ本当に余命何か月ですって言われたときに、やはりこれをやるに当たってもそれだけの時間を費やすかどうかというのもやはり家族としては考えちゃうところもあるんですね。なので、交付に当たってどのような流れがあって、これを利用しようかな、どうしようかなと迷ってる方の判断材料にしたいので教えてください。

あわせて、これ申請に必要な条件とか申請に必要な書類も教えていただけたらと思います。お願いいたします。

答（健康推進） この制度の申請の流れといたしましては、申請者が在宅サービス等をまず利用していただいて、その利用料をお支払いいただいた後に利用者が市に補助金の交付申請を行います。

市のほうでは申請内容を審査して交付決定し、補助金の交付請求があれば指定された口座へ振り込んでまいります。

補助対象者、条件といたしましては、在宅サービスなどの利用時点におきまして、本市に居住する40歳未満の市民で、がんと診断され、回復の見込みがない状態に至ったと医師が判断した者で、在宅における療養生活の支援及び介護が必要な者となります。

そして、必要な添付書類といたしまして、医師の意見書、またはこれに準ずる書類、サービス利用に係る領収書の原本、利用したサービス明細の写しが必要となっております。

問（13） 今の交付の流れをお聞きすると、いわゆる償還払いになるの

かなと思うので償還払いを取り入れたっていう理由について教えていただけたらと思います。

あと、あわせて今回、介護保険と同じサービスを受けるっていうことで、本当にこれはぜひとも進めていただきたい事業なんですけど、例えば介護保険を利用するときはどんなサービスをその人に合ったサービスをメニューを作成するっていうことでケアマネジャーの方がつくんですよ。

だけど、今回のちょっと主要・新規を見てもケアマネジャーに当たるような方の費用が見当たらないっていうことから、サービスを受けるに当たり本当に伴走型の支援とか、それから、どんなサービスが対象者にとって最適かっていうのを相談したりとか、支援のメニューの作成、これについてはどうやって運用されていくのかっていうところを一番懸念してるんですが、その辺り御説明いただきたいと思います。

答（健康推進） まず償還払いにつきましてですが、先ほど来、御説明させていただくとおそろと重複いたしますが、愛知県が若年がん患者の在宅療養支援事業費補助金の交付要綱を4月1日から施行しております、私どものほうもこの事業、制度自体を設けまして、4月1日に遡って適用できるような形にするために償還払いという形を選択させていただいております。

続いて、どんなサービスが最適であるとか相談体制につきましてですが、終末期のがん患者さんであればこれまでに医療機関で今後の治療方法や医療、介護サービスの相談を済ませている方が多いと思います。

今まで市にそういった御相談は特にありませんでしたが、本人、家族などからお問合せ等があれば健康推進グループを窓口として内容を聞き取って、福祉部の各窓口と調整するなど在宅サービスなどを必要とされる市民の方に対応できる体制を構築してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

問（13） 一日も早く構築していただきたいのと、やっぱり病院によってCSWの体制が全然違いますので、その辺りもあまりCSWに頼ることなく高浜市としてしっかりした制度の構築をお願いしたいと思います。

あと最後、10款1項3目児童生徒健全育成事業、先ほどから話題に上がっております、いじめの条例に関する予算計上だと思うんですけど、この165万6,000円の事業内容及び内訳について詳しく教えていただけたらと思います。お願いします。

答（学校経営） こちらのほう、この6月議会で御議決いただいた後、今年度まだ7月から9か月ございます。1か月当たり2回の委員会を開催するという見込みで、委員さん3名につきまして18回分、そして、臨時委員さんも18回のうちの半分の9回出席いただくことを想定して予算のほうを組ませていただいております。

また、調査、報告にかかる日額によりがたい場合っていうところで、こちらも18回会議を開いたとして、1人当たり1時間ほど、そういった日額によりがたい業務に携わるということを想定いたしまして、日額による費用分としましては、3人かける18時間で54時間を考えております。

問（13） 最後、この費用弁償はいわゆる交通費ということによろしかったですか。どういう形でしたか、そこだけ最後お願いいたします。

答（学校経営） 現在、委員として委嘱を予定させていただいている方の居住地及び臨時委員につきましては、名古屋市からこちらに来ていただくことを想定いたしまして旅費のほう算出させていただいております。委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、議案第47号の質疑を打ち切ります。

（6）陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（1） 陳情第4号、住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情についてですが、これは

「国の行政機関の機構・定員管理」に関する方針の撤回を求められていますが、この国の方針は、ICTの活用など行政の業務改革を推進しつつ、人員の再配置などを進めるものであり、サービスの低下を招くものではなく、住民の安全・安心は変わらず支えられるものと考えます。

また、憲法で定められた国の責任を放棄して、地方自治体に国の役割を丸投げする道州制を導入しないこととありますが、国においてもこの道州制の議論が進んでいるとは言えず、いまだ具体的な姿が見えていないことも考え、現時点においてこの陳情については反対いたします。

委員長 ほかに。

意（12） 民間企業等でも問題になっている非正規雇用、これが国等の公的機関で働く方たちにおいても問題となっております。こうした非正規雇用の方々は正規雇用の方々とほぼ同等の労働であるにもかかわらず、待遇面で格差が生じ、離職される方もおられます。中には、高度な専門性を持って国のために必死で働き、国の発展に貢献していると自負しておられる方も見えます。そうした方への待遇面での改善を行うことは急務であります。

住民へのサービス向上に努めていくためにも、この陳情に対し、日本共産党として賛成いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第4号についての意見を終了いたします。

（7）陳情第6号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（12） 少子化対策は非常に重要になってきております。働くお父さん、お母さんが安心して子供を産み育てられる環境を整えることが必要です。そのためにも、保育施設における人材確保、そのための給与改善は重要であります。保育士を手厚く配置した施設に運営費を加算して支給するのではなく、保育士配置基準そのものを改定すべきであると考え、本陳情に賛成いたします。

意（2） 陳情第6号について意見を申し上げます。待機児童問題が解消に向かっていると言われてる中で、配置基準の見直しが先か、保育士人材の確保が先か、単独で考えることなくバランスを考えていかなければなりません。配置基準の改善案については、基準に見合う保育士を確保することが求められ、配置ができない園も出かねないことが予想され現場に混乱が生じたり、行政指導が行われ園自体の存続が危ぶまれる可能性もあります。

保育人材確保の一つとして、令和4年2月から9月まで実施されました、保育士・幼稚園教諭等处遇改善臨時特例交付金が令和4年10月より、処遇改善等加算として公定価格に組み込まれました。令和5年度も引き続き行われます。

この加算は職員の賃金の継続的なベースアップ等に要するもので、職種や勤務形態を問わず、事業所に勤務する職員が対象であり、徐々にではありますが保育士の給料も上がっています。

公定価格を上げる方策だけではなく、労働環境を改善することも考えていかなければならず、本陳情にはその方策が触れられておらず、反対といたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第6号についての意見を終了いたします。

(8) 陳情第7号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意(12) 年々増え続ける高齢化率に対応するため、介護障害施設で働く職員の体制の充実は大変重要となります。特に夜勤における体制では、1人夜勤により職員の責任や負担が増え、過労に伴う健康問題、精神的ストレスから利用者への虐待へとつながる懸念も出てきております。職員及び利用者双方の安全を守るために、1人で夜勤をする体制の見直しが必要となります。

そのため、介護障害施設の夜勤体制を常時複数配置を基準とし、それを可能とする報酬単価の引上げを求めるこの陳情には賛成いたします。

意(11) 陳情第7号、市政クラブを代表して反対討論をさせていただきます。

介護職員の処遇改善は拡充されていますが、常に、本来は事務所、施設の経営努力、労使間の交渉で行われるべきであるとの指摘がなされております。介護人材の確保、定着を考えたときは、介護職員の処遇改善は極めて重要なテーマであります。国においても介護職員の処遇改善、現場の事務負担、職種間のバランス、負担増などに配慮しながら検討されているので、現段階ではこの陳情には反対いたします。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 意見もないようですので、陳情第7号についての意見を終了いたします。

(9) 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための

施策を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（１） この陳情についてですが、教職員の變形労働制導入というのは、働き方改革を進める上での選択肢の一つであります。様々な施策とあわせて労働環境が改善されていく上で必要であると考え、よってこの意見書の提出には反対いたします。

意（12） 教職員の休日のまとめ取りを目的とする1年単位の變形労働時間制の活用により、まとまった休暇がとれることになり、それが教職の魅力向上へとつながり、教員不足の解消へとつながるかもしれません。

しかし、この制度、時間外勤務を見かけ上減少させるだけであり、長時間過密労働が改善されるわけではありません。今必要なのは、教職員の増員、業務の縮小、少人数学級などを実現することであり、それこそ教職に対する魅力向上、教員不足の解消、そしてゆとりある教育へとつながっていきます。よって、本陳情には賛成いたします。

委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 意見もないようですので、陳情第8号についての意見を終了いたします。

（10） 陳情第9号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情

委員長 意見を求めます。

意（2） 陳情第9号について、市政クラブを代表して意見を申し上げます。

クーデターから2年が経過し、ミャンマーへの関心も大きく低下しています。身の危険にさらされながら世界に忘れ去られようとしている声

なき人々のために、同じアジアの一員として日本政府は国軍にこれまで以上に強く働きかけていく必要があるかと思いますが、陳情書に書かれている内容やテレビ、新聞といったメディアによる報道だけでは実情を判断することができないこと。

また、本陳情の内容については、国の外交問題であり、国連を初めとする国際機関と調整を図り、国権の最高機関であります国会で議論され、対処されるべき問題であると考えますので本陳情には反対いたします。意（12） 2021年2月1日のミャンマークーデター以降、多くの国民が拘束、殺害されました。ミャンマー国軍は、1962年にクーデターで政権を握り、半世紀にわたって独裁支配しました。

国民民主連盟NLDは、2015年の総選挙で圧勝して政権に就いたことでようやく民主化が本格化し、強大な力を持つ国軍を相手に政府が粘り強く対応を続けてきました。

そして、2020年11月の総選挙でNLDがさらに議席を増やしたことは民主化の願いの強さを示しています。クーデターに反対する闘いを暴力で押し潰せないのも確固とした民意の表れです。

ミャンマーからの技能実習生においては、本国に帰りたくても帰れず、長期にわたって不安な日々を過ごしておられます。日本政府は、責任ある国際社会の一員として、この非人道的なミャンマー軍に対し、厳しく抗議するとともに、民主活動家への死刑執行を即時中止させる緊急対応が必要であると考えます。

したがって、日本共産党として、この陳情には賛成いたします。
委員長 ほかに。

意 見 な し

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第9号についての意見を終了いたします。

以上で付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありません。

《採 決》

- (1) 議案第43号 高浜市子育て世帯支援給付金条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (2) 議案第44号 高浜市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

挙手全員により原案可決

- (3) 議案第45号 高浜市いじめ問題対策連絡協議会及び高浜市いじめ問題対策委員会条例の制定について

挙手全員により原案可決

- (4) 議案第46号 事業契約の変更について

挙手多数により原案可決

- (5) 議案第47号 令和5年度高浜市一般会計補正予算（第2回）

挙手多数により原案可決

- (6) 陳情第4号 住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (7) 陳情第6号 保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (8) 陳情第7号 介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置をあたりまえにすることを求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (9) 陳情第8号 「1年単位の変形労働時間制」導入のための条例制定ではなく、教職員の長時間過密労働解消のための施策を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

- (10) 陳情第9号 ミャンマーの民主活動家に対する死刑執行の即時中止に向けた日本政府の緊急対応を求める意見書の提出を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。

お諮りいたします。

審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長 以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。

委員長挨拶

終了 午後0時52分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長